批評・紹介

重近啓樹著
秦漢税役體系の研究

大津　透

一

本書は、秦漢時代の一般民衆にとって國家や國家支配がいかなる意味をもつものであったかを、税役制度、その實態や變化の檢討によって具體的に考察しようとしたものである。著者重近啓樹氏が一九九四年に明治大學に提出した學位論文（主査は堀敏一氏）が根幹であるが、その後發表されたものも含め約十篇の論考をもとにして構成されている。まず目次と舊稿の發表年次だけを列擧しておこう。

序　章　秦漢の國家と農民（一部一九七九年）
第一章　公田と假作をめぐる諸問題（一九八八年・一九八九年）
第二章　商人とその負擔（一九九〇年）
第三章　算賦制の起源と展開（一九八四年）
第四章　徭役の諸形態（一九九〇年）
第五章　兵制をめぐる諸問題（一九九九年）
第六章　兵制の研究―地方常備軍制を中心に―（一九八六年）
第七章　漢代の復除（一九八七年）
附論一　秦の內史をめぐる諸問題（一九九五年）
附論二　秦漢帝國と豪族（一九九八年）

なお、評者は、日本古代史を專攻している者であり、その關連で隋唐の律令制度について考えたことはあるが、秦漢史については學生程度の知識しかもたない。したがって當該書の書評の任には、適否の議論以前であり、依頼の手紙をうけとった時は眼を疑った。即時にお斷りするつもりだったのだが、編集委員會から秦漢史も少しは勉強した方がいいと自分の不勉強を非難されているような後ろめたさがあり、またタコツボ化している學界狀況では、全く他分野の人間が讀むということ自體何らかの意味もあるように思った。日本古代史を勉強していると、律令法の母法である隋唐に目をやるのだが、制度の歷史的段階としては秦漢に、社會としてはさらに前の春秋・戰國あたりに共通點があると考えられよう。ここでは、そうした素人の、また限定された問題意識から紹介を試みることとした。この點、何よりも著者に對して失禮となったことを、あらかじめおわびしておきたい。

二

人々はなぜ税役を負擔したのかを問う時には、支配の正當性が問題になるが、國家がはたす「共同體」的機能が重要であるとして、序章ではその諸側面を概觀している。

土地所有制については、秦律で民の田を「受田」と呼んでいることから國家の耕地に對する一定の權利が存在したとし、春秋中期以

降、國家や貴族による開發が進み授田制が行なわれ、商鞅第一次變法では田宅等の「名田」制、「名有」制が成立し、第二次變法で阡陌制と核家族への授田が進む。こうした國家的土地開發と並んで治水灌漑施設の建設が進み、農地に對する國家の權利が重要な位置を占めるが、一方で、漢代に土地賣買が進展するように、小農民の個別經營における主體性が強化されてくる。次に國家の再生產への關與として、縣が勞働力を編成、徵發し、また鐵器や種子などの民への貸借が行なわれたこと、山澤の管理などをあげ、農民の存立はこうした國家の勸農機能を前提として可能になったとする。そして古い（アジア的）共同體が解體して擬制的な「國家的共同體」へ再編される過程は、同時に個別人身的支配關係の創出過程でもあると述べている。

前漢の財政は、周知のように、大司農の國家財政と少府の管轄する帝室財政に區別される。郡縣制的農民把握を基礎とする前者に比し、山澤の稅、公田收入、市井つまり商工業への稅からなる後者の方が大きな比重をもち、戰國～前漢の專制君主權力の形成においては郡縣制的農民把握による以外の後者の收入が大きな役割を果たしたとして、第一・二章で檢討している。

第一章では公田をとりあげる。その所屬について、秦・前漢では公田は少府だけでなく中央・地方の諸官府に所屬しており、從來指摘されなかった、郡縣所屬の公田が郡縣の獨自財源として相當の意味をもち、前漢中頃までの郡縣制成立過程において財政的意義をもったことを明らかにする。經營形態は、武帝・昭帝期までは奴婢・刑徒を使役する直接經營が主流を占めたが、その後は貧民や流民への公田假與や公田の民田・私田化がなされ、また假作の假（賃貸料）は田租と同じ低率だったとする。公田假作は、從來豪族の大土地所有と關連して論じられてきたが、公田私田とも漢代の假作は、一年限りの不安定なもので、土地を媒介とする支配隷屬關係は當時一般に未發達であったことを解明した。

第二章では、戰國秦～王莽期の商人をとり上げる。身分としては、七科謫という下層身分に入り、現に市籍ある商人の土地所有は法的に禁止されていたことをのべ、市籍ある專業商人や市で販賣する一般農民から、申告賣上額にもとづき市吏が毎日市租を徵收し、市制・市籍を通じて國家は商業・商人を統制した。武帝期以後、市制の枠外の商業が擴大する中で、算緡錢や貢法が作られ、前者は商工業者の營業資產に對する特別財產稅であるが、法的には土地所有はなお禁じられていた。商人支配の基礎となる市籍は、一般の鄕戶籍と區別して商人の家族を登錄したものだとし、兵役・徭役義務は免除されたとする。帝室財政と國家財政とが二分されるという系統を考えれば、市籍と一般戶籍との對象が異なるのは說得的である。隋唐律令法でも商人は市籍に登錄されるが、その起源はそれが帝室財政に屬したことによるのだろう。

第三章以下で個別稅目が檢討されるが、先に全體像に關わる附論をとり上げる。附論Ⅰでは、秦の內史をとり上げる。周では王の側近、漢代には關中統治の官となる內史については、雲夢秦簡の出土により多くの研究がなされ、漢の治粟內史につながる中央財政官、漢の內史と同じ京師を治める官、双方の性格をもつ官など說が分かれる。著者は、縣から內史への上計時の計簿の上申、および縣・都官からの各種簿籍の上申の規定をとり上げ、縣倉の穀物等の出納を上計を通じて把握していることから、內史は、關中諸縣の計簿を一

括して受領し、縣に對する賞罰考課を行なったとする。さらに內史と太倉・大內との關係について、漢代には郡國から大司農に錢穀・賦稅の未納が上申されたが、秦簡では內史に稻の生育狀況が報告され、縣から太倉に食糧受給者簿が報告されることから、內史は朝廷の中央官であり縣倉を統轄し、太倉はその下で實務を擔當し、大內も內史屬官として縣や都官の公器・衣服を管掌したと結論づける。秦の關中支配では、縣が中心的機構であり、中央官府がそれを分擔して統轄し（土木は邦司空、軍事は中尉など）、內史は關中諸縣に對する全般的な監督權を計簿の受理を通じて握ったため、「內史雜律」には廣汎な權限が規定され、秦統一後、未分化な王國的官制としての內史が郡縣制整備とともに京師統治の官として成立するとの見通しをのべている。

附論二では、秦漢帝國の支配體制の中での豪族の位置づけについて、豪族の發展と國家支配や鄉里社會の變化について概觀する。中央政府では國全體に及ぶ行政官廳が未發達な一方で、地方行政の中心にあったのは縣で、舊來の都市國家體制を繼承し、また戰國以降の開發により新開地にも新設され、令—尉・丞—各曹の嗇夫以下の充實した機構をもった。一縣は平均四鄉（縣の出先機關で吏がいる）で、その下に百戶標準の里がおかれ、里內の有力農民が里正に任ぜられた。郡は元來征服地に對する軍政機關で、景帝以前は地方行政官府としては未熟だった。個別人身支配とされる稅役體系は、縣により實現される國家的共同體的機能に支えられて保たれた。秦は、商鞅變法により軍功による身分秩序を作り、田宅授與や官吏任用資格を與え、新興豪族を君主權力に結びつけていくことで舊來の貴族制的秩序を克服していった。地方では、小農民の廣汎な存在の上に、縣三老にみられるように縣單位の縣豪族社會が存在したが、豪族は安定的な支配秩序を確立することはできず、宣帝・元帝期以降、郡レベルの有力豪族を中心に社會の再編が進み、郡府が地方行政の中心となった。

全體としては、國家機構としては未成熟な部分が大きく、內史による縣支配など國家財政にあたる部分がなお弱く、公田や商人など少府管轄の帝室財政にあたる部分に大きな比重があり、それが前漢中期に郡縣支配とともに國家支配が確立していき、その背景には郡レベルの豪族層の發展があるという議論の枠組であるように理解できる。

三

第三章は算賦制をとり上げる。平中苓次氏が說く財產に應じた稅の貲算は前後漢を通じて恆常的稅目としては存在せず、商鞅第二次變法により均等の人頭稅が成立し算賦制へつながっていくが、それは阡陌制と授田制による均等な小農民層の廣汎な創出に對應する。武帝期以降、階層分化の進展を背景として商工業者に課されていた臨時財產稅としての算緡錢がより廣範圍に課されるようになる。後漢に入ると、建て前上は均等課稅制は繼承されたが、實際の鄉段階の徵收では、鄉が大きな權限をもち、戶の貲產の多寡に應じて差をつけて配分した。しかし漢代の鄉里制とその共同體的秩序の崩壞の中で、後漢末・魏晉以降、戶等による賦徵收が正式なものとなっていくと述べる。やや圖式的ではあるが、在地社會の變動と稅制の變化をきれいに結びつけて描いた點で、本書の中でも鮮明なイメージを殘す論である。

第四章では、戰國秦～漢代の諸徭役の形態區分とその性格を解明する。まず徭役には、(a)中央的徭役、(b)更徭、(c)更徭の枠外の雜役、(d)更徭の變役としての「大徭役」があった。このうち基本的な恒常的負擔である更徭（更卒）は、縣内において輪番（更）で毎年一ヶ月の就役が一般的方式であり、縣城などの築造や牛馬の飼育、隄防などの修築にあたり、成年男子が十二のグループをなして交代就役した。これは算賦と同一年令層が負擔對象で、傅籍されることにより戶賦と徭使の負擔が生ずることは「法律答問」に見えている通りである。更徭は、本來縣により徵發されて縣内の勞役にあてられたが、景帝・武帝期に郡太守による徵發が本格化する。後漢の張景造土牛碑（南陽市出土）では更徭の申請がまず郡府になされ、そこでの決定が縣へ下達されており、徵發權は郡國にうつり、縣は執行機關となり、更徭の廣域化に伴ない雇人代役、免役錢徵收が進んだと述べる。元來は唐の雜徭に比すべき地方的徭役と中央的徭役との兩面を併存したが、免役錢が一般化する中で中央的徭役としての性格をますと論じ、あわせて(a)中央的徭役、(c)雜役についてもふれている。

第五章では、濱口重國氏の說をふまえ、まず秦・漢初における徵兵制の前提としての戶籍制と傅籍について諸說を整理し、傅籍は、對象は男子のみで、徭役・兵役の籍に傅けるの意味で、身長・年令（十五歲）が基準であり、「小」から「大」への書きかえは、鄉で鄉戶籍に登錄し、それを縣で兵役・徭役籍に傅すと理解している。また基本史料となる董仲舒の上言と「漢舊儀」の文章について諸說の理解を整理し、正卒（兵士）は男子の一定部分が選拔され、縣の常備軍において材官騎士や諸種の兵種に區分されるとし、また後漢光武帝による軍備縮小と「正衞」の解釋にふれている。

第六章では、縣を單位とする地方軍の編成について、一定年令に達した男子は全て「傅」され、卽ち兵籍に登錄されるが（秦では徭役・兵役・賦の負擔年令は同じである）、現實には郡縣の定員數分だけが兵士に選ばれ、縣の常備軍において材官・騎士等の兵種に區分され、直接的には縣尉に統轄されたが、發兵權を含めた縣の兵權は縣令（長）によって掌握された。兵士は、老に至るまでの在役期間中毎年一ヶ月、縣に交替で上番して縣内の治安維持等にあたり、毎年年度末に郡の太守以下立會の下で都試という査閲をうけた。この他に、一年閲郡に番上して郡常備軍となる正卒の義務があり、衞士あるいは戍邊一年の義務とともに在役中の特別任務であった。以上は平時編制下の兵制であり、戰時編制下の征討軍の場合には、臨時徵募された兵士を加え、指揮系統・目的等を異にすることを述べている。平時と戰時のカテゴリーの導入により―これは唐軍防令の基本的枠組である―、新しい觀點を提供し、また常備軍における縣の役割を明らかにした點で貢獻であろう。

第七章は、漢代の「復」「復除」について、特定の稅目免除の意味をもつものでなく、「のぞく、免除する」の意で使用される稅役用語であることを明らかにする。宗室や吏、成年女子などの例について檢討を加え、個々の免除内容を確定していく堅實な論考である。

四

秦漢の財政史研究は、戰前に加藤繁・吉田寅雄・濱口重國ら諸氏により、かなり高い水準が達成されている。本書は、戰後世代の、文革後の雲夢睡虎地秦簡などの新出土史料を用いての新たな財政史

研究として、山田勝芳『秦漢財政收入の研究』（汲古書院、一九九三年）と並ぶ收穫ということができる。

山田氏の著書は、收入全般を包括的・體系的に實證し、財政收入全體を復原する、やや靜態的な制度史研究といえ（なお重近氏による書評が『東洋史研究』五四―三、一九九五年にある）、さらにまだ本にまとめられていないが渡邊信一郎氏の研究（「漢代の財政運營と國家的物流」『人文』四一、一九八九年ほか）が唐代までを視野に入れて財政の動きを追っている。それらと比較すると、本書の特色は、田租が扱われないなど包括的ではないが、稅役を通じて古代國家の支配の實態と性質を明らかにしようとするところにあり、平板な財政史研究とは少し違うところを目指している。

こうした手法は、恩師堀敏一氏の薫陶によるところが大きいかもしれない。堀氏は周知のように、先秦～唐代の廣い視野で、土地制度、身分制、家族制度、地方行政組織などの研究を通じて、古代國家の民衆支配の特質を解明してきた。ただ堀氏は稅制に關しては、北朝から唐代の租庸調制について論じているものの、漢代については發言が少なく、高弟がその部分の研究を補い、秦漢帝國の支配の特色を明らかにしたわけである。

本書は、先行研究の諸解釋をふまえて史料を解讀していくというオーソドックスで堅實な實證研究であり、右でのべたように大きな成果をあげている。ただし古代史には常のことだが、史料の少なさと先行研究の多さとのために、ともすると先行學說の整理と批判に多くを費やし、主張がわかりにくくなる。本書は、基本的には個別考證論文の集積であるため、序章で古代國家の全體像と各章の位置づけにふれてはいるのだが、全體としての主張が評者には少しわかりにくかった。著者の研究は單なる個別稅制の制度史研究にとどまらないのだから、やはり、序章に本書のねらいを述べ、終章を設けて古代國家の支配の全體像を結論として記してほしいと思った（學位論文の審査をしていると同じようなことを思うことが多い）。

本書では、專制國家の基礎に、廣範な小農民の創出と個別經營を想定し、それを支える民間の小共同體が十分に機能をはたさないため、農民の再生產に國家が關與する「國家的共同體」機能が不可缺となり、それにより補完される。その場が縣およびその下の鄕・里であり、これは縣單位の豪族社會とその支配の不安定さに對應する、と論じられる。こうした「國家的共同體」への再編は、同時に、國家による農民の個別人身的支配の創出であるわけで、なぜ國家が農民を統治できるか、さらに言えば、なぜ專制國家が成立するかという問いへの解答となっている。しかし一方で、前漢中期までは、公田や商人からの稅などの內廷的部分の、國家の中で占める比重が大きく、郡縣制的稅收はなお少なく、國家による縣への支配は弱かったとし、その後、豪族の成長と小共同體の分解の中で郡の統治機構としての機能が擴大していく、すなわち郡縣制的統治が擴大していくとのべ、國家統治の充實・確立を前漢の中期以降の時期によみとっている。

以上は、なぜ農民が國家の統治に服するかの說明となっているが、しかし農民がなぜ算賦や徭役などの稅を納めるかの說明としてはなお十分ではないように思う。それはやはり、その稅を納めるのはどのような意味があるのかを考えなければならないと思うからである。

そうした意味の說明としては、やはり宮崎市定「古代中國賦稅制

度」（『宮崎市定全集』3、古代、岩波書店、一九九一年、初發表一九三三年）をあげざるをえない。租は、祖先などの祭祀に捧げる穀物であるが、助と稱する祭に關する力役に起源があり、稅は生產物の一定割合を上納させることを意味し、のちに租と通用する。一方の賦は、貴族が軍事に從事する軍賦が起源であり、人民の地位が向上する中で春秋時代に兵役の上に武器調達などが加わり、やがて兵役免除とともに軍事物資納入として庶民にまで賦の負擔が及ぼされていった、と宮崎氏はのべている。評者は必ずしも宮崎說の結論の全てに左袒するものではないが（底流に流れる力役一元論は、少なくとも唐代では無理だと思う）、宮崎氏の議論は、やはり着想の鋭さというだけではすまず、その新鮮さの基礎には一種の普遍的あるいは比較史的な思考があり、敎えられることが多く、今日更めて考えなおす必要があるだろう。著者も、宮崎說を議論の前提にしているのだが、そもそも多樣な稅目が存在するのはそれぞれ固有な意味と歷史があるからで、例えば兵役と徭役の關係など、各稅目の意味を考えて稅を納める理由を檢討すべきだろう。その意味で、「稅役體系」と題する以上、租についても、本來の宗敎的意味があるのかどうかなど、一章を設けて論議してもらいたかった。とくに專制國家が成立し稅制ができてくる過程であり、稅の起源は重要な論點であるし、また一方で秦～漢前期に國家支配が未熟だということと、徵稅が行なわれることとの關係については一層の說明が必要だろう。

稅の意味を考えるためには、納めた稅がどこにいき、どのように使われるかを考えることが一つの手がかりであるが、そうした議論が本書に少ないのが殘念である。縣倉を中央の內史と太倉とが管轄していたことがのべられるが、一方で漢初には縣からの稅收は少なかったとされているので、縣倉から中央へは運ばれないのか、關係がよくわからなかった。徭役も兵役も縣の中で運用されるのが基本であることから類推すれば、縣單位で運用されるのだろうか。そもそも國家ないし中央と在地との關係は、ただ縣の役割の大きさを言うだけでは十分ではないだろう。內史については、大櫛敦弘氏が論じているように、秦漢による中國全土の統一過程での直轄地と征服地という二重構造の中での直轄地統治の官という考え方も有用ではないだろうか。[1] その場合、內史＝國家財政となるのか、征服地での稅は中央に入ってくるのかどうか、太倉の機能や意味も含めて、敎示をまちたいと思う。[2]

內史と縣との關係の中核として上計がとり上げられ、著者はそこから縣の官僚の考課權を內史が握っていたことをのべ、また樣々な帳簿が進上されたことにふれ多樣な支配をとり上げている。ただし、上計の制が隋唐には朝集使と計帳使とに分離していくことを考慮すると、著者は前者の朝集使につながる系統を重視しているが、むしろ稅制との關係では後者の計帳につながっていく意味を考えるべきではないだろうか。計簿は、その中心は人口統計であり（續漢志胡廣注に「縣戶口墾田・錢穀出入・盜賊多少」とある）、簡單にいえばそれで課口數、つまり租稅負擔者數が確定し、人頭稅である算賦などが上計の數に應じて納入されるということが重要なのではないだろうか。どうも副次的な帳簿にふれすぎて樣々な行政報告ということになり焦點をしぼりにくくなったように感じる。

稅制の古代的特徵として、算賦に代表される人頭均額稅制があげられる。人頭稅（あるいは戶頭稅）は、人民の階層分化が進まず民

衆が均質であることに對應するのだが、評者は、そうした均質性を前提としつつも、むしろある地域なり集團なりの成年男子の人數（あるいは戸數）がわかれば、それに應じて稅額が決定され、徵稅されるという程度の支配の段階に對應するように考えている。ある集團を外側から大雜把にとらえ、その責任者に一定額の納稅を請負わせるので、そのための文書が計帳である。のちの律令制では課役（唐では租庸調、日本では調庸雜徭）が人頭稅であるが、日本では郡司が請負の單位となり、唐ではさらに下の鄉（里正）がその單位となったのである。[3] その請負を支えたのが豪族の在地共同體支配であり、それゆえに地方行政組織の重要性があり、その上に國家がかぶさるように思う。いずれかの段階での請負（これを支配と言いかえてもよい）を考えなくては、前近代國家の徵稅＝民衆支配ということはありえないように思う。

著者は一三〇頁において、「後漢は國家の稅制上、建前としては人頭課稅の均等課稅制をひきついだのであるが、實際の徵收においては鄉が大きな權限を持ち、鄉段階では負擔戸口數に基づいて算出された賦（人頭稅）の總額を、戸の貲產の多寡に應じて戸毎に差をつけて配分し、鄉全體として平均して總額にあわせた、ということを意味しているのではなかろうか。そして、そうした權限を持ち作業にあたる責任者が、鄉の有秩（有秩嗇夫）、嗇夫や鄉佐であったのである」ときわめて鋭い指摘をしている。著者はこれを魏晉以降の戸等による課稅へ至る後漢の過渡的なあり方としてのべているが、これはしかし、古代人頭稅の本質を剔出しているのではないだろうか。前漢においても鄉は同樣の一種の請負單位としての性格をもっていて、こうした鄉の機能の上に縣が機能し、その上に國家がのっていると考えるべきだろう。

人頭稅の別の說明として、兵役を中心とする軍國體制下の國民皆兵的徵發を根據として想定することもあり、それは「個別人身的支配」の強力な民衆支配のイメージに結びつく。しかし、宮崎說のように、賦が軍役の代わりに差し出す金錢のことであるとし、賦の徵收の實態が右のようであるとすれば、兵役や力役は建て前としての說明にすぎないように思う。本書で明らかにされたように、兵役や徭役が縣內部での運用が中心であるとすれば、それは國家による強力な徵發というよりも、共同體的勞働の分擔という性格が強いように思われる。

以上、個々の考證については紹介以上のことはできないので、本書を讀んで勉強しながら感じた、示敎を乞いたい點を記して、あわせて古代の稅制の特色について少し考えていることもべた。研究史に不案內なため、誤解やわかりきったことを述べたかもしれないが、ご寬恕を乞いたいと思う。

最後に、一つ氣になったことを述べると、本書には索引が附されているが、わずか三頁である。これではあまりに項目數が少なすぎるし、例えば倉律の項目は二八頁のみを擧げているが、實際には雲夢秦簡の倉律は他にも多く引用されているし、徭律など他の律篇目についても同樣であり、金布律は項目すらない。これでは索引の用をなしていない。コストの問題もあるかもしれないが、學術書としての根本的價値にもかかわるので、A5版で出版する以上は丁寧な索引をつけてもらいたいとこの場をかりて要望しておきたい。

註

（1）大櫛敦弘「漢代三輔制度の形成」（池田溫編『中國禮法と日本律令制』東方書店、一九九二年）ほか。

（2）大櫛敦弘「秦代國家の穀倉制度」（『海南史學』二八、一九九〇年）が太倉と縣倉の關係について論じている。

（3）評者は一九九九年唐代史研究會夏季シンポジウムにおいて、人頭税のとらえ方について若干の私見をのべた。また拙稿「唐西州高昌縣粟出擧帳斷簡について」（皆川完一編『古代中世史料學研究』上、吉川弘文館、一九九八年）も參照されたい。なお算賦の算という名稱は、加藤繁氏が指摘したように、人を數える、卽ち人口調査をさしていると考えてよいのではないだろうか。

冨谷至著
秦漢刑罰制度の研究
一九九九年二月　東京　汲古書院
A5版　三六〇頁　八〇〇〇圓
籾山　明

本書は、秦漢法制史の分野にあって絶えず斬新な問題提起をおこなってきた冨谷氏の、十餘年にわたる研究成果をまとめた論集である。全體の構成は左記の通り。

はじめに
第Ⅰ編　統一秦の刑罰
第一章　秦の刑罰〔Ⅰ〕文獻資料
第二章　秦の刑罰〔Ⅱ〕雲夢睡虎地秦墓竹簡
第Ⅱ編　漢代刑罰制度考證
第一章　刑徒墓の概要と分析
第二章　鈦左右趾刑
第三章　漢代の勞役刑――刑期と刑役――
第四章　漢代の財産刑
第Ⅲ編　連坐制の諸問題
第一章　秦の連坐制――睡虎地秦簡にみえる連坐の諸規定――
第二章　漢の緣坐制――その廢止と變遷――
第Ⅳ編　秦漢二十等爵制と刑罰の減免
第一章　史料に見える爵による刑罰減免
第二章　刑罰減免の實效性をめぐって